

令和7年度 授業料・寄宿料及び諸経費口座振替予定表 2年生用

米子工業高等専門学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
振替日	4/28(月)	5/27(火)	6/27(金)	7/28(月)	8/27(水)	9/29(月)	10/27(月)	11/27(木)	12/29(月)	1/27(火)	2/27(金)	《なし》

1. 授業料 (全員)

納入科目	徴収月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
授業料	徴収額	← (前期分) 就学支援金認定まで徴収猶予 → ※1						← (後期分) 就学支援金認定まで徴収猶予 → ※1					

※1. 授業料 (年額234,600円) については、「高等学校等就学支援金」制度により国からの助成を受けた額との差額が原則半期毎に振替となります。

ただし、高等学校等の在籍期間が3 6月を超えていない学生に限ります。3 6月を超えており就学支援金の対象とならない学生については、5月・1 0月に半期分 (117,300円) が振替になります。

なお、振替金額については、「高等学校等就学支援金」額の決定後 (9月以降頃) に振替時期と併せて改めてお知らせします。就学支援金決定の時期によっては前期・後期分を合算して振り替える場合があります。

2. 諸経費 (全員)

納入科目	徴収月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
後援会費	徴収額		13,000					13,000					
学生教育環境充実助成費			10,000										
学生会費			5,000										
TOEIC Bridge受験料			1,500										
校外研修旅行費用					10,000				差引残額				
小 計			29,500		10,000			13,000					

※校外研修旅行費用については、7月に一定額を振り替え、12月以降に残額を振替 (事前徴収額を下回る場合は返金) 予定です。金額等は詳細が決定しましたら別途お知らせします。

3. 寄宿料 (寮生)

納入科目	徴収月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
寄宿料 (個室)	徴収額※2	4,800						4,800					
寄宿料 (複数人室)	徴収額※2	4,200						4,200					

※2. 寄宿料の金額については、個室4,800円 (= @800円×6ヶ月) ・複数人室4,200円 (= @700円×6ヶ月) で半期毎の振替になります。

4. 寮諸経費 (寮生)

納入科目	徴収月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月※3	3月
寮管理費	徴収額	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	
寮生会費		3,500						1,500					
小 計		16,500	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	14,500	13,000	13,000	13,000	13,000	

(裏面の注意事項等をよくご確認ください)

【注意事項】

- ・記載された金額は、学納金の追加・変更等例外のない場合の参考金額です。
- ・年度途中に発生・変更のある経費については、別途ご連絡のうえ、表の該当月に記載の経費と併せて引き落としを行います。
- ・寮関係経費については、寮務係より別途通知いたします。寮生と通学生で個人毎の振替額が違いますので、ご確認の上、各月の合計額を把握しておいてください。
- ・学寮給食費は委託業者に直接振替となります。
- ・原則、毎月27日振替です。また、当日が銀行休業日の場合、翌営業日の振替となります。
- ・口座振替されたときには、「AP(コウセンガクノウ) (高専機構学納金の意味です)と印字されます。※一部金融機関ではアプラス等異なる表示となる場合があります。
- ・口座振替手数料（1回につき66円）については、ご負担をお願いします。
- ・振替日における振替用口座の残額が、当月の振替合計額（振替手数料・前月末納額含む）に1円でも満たない場合は振替できません。

※ 授業料・寄宿料は半期毎の納付期限までに納付いただけない場合、原則、除籍・退寮となります。

また、その他の諸経費が未納の場合においても、学生に不利益が生じることがありますので、振替日は厳守願います。

【振替できなかった場合】

- ・口座振替がされなかった場合、翌月10日頃に機構本部より督促状が発送されます。
- ・残高不足等により振替ができなかった場合、原則、翌月に再振替を行います。その場合、翌月に新たに発生する納入額との合計額が振替となります。（ただし、未納額があるために当該事業が実施できない場合には、やむを得ず銀行振込や現金で納付いただく事があります。）
- ・3月は口座振替を行わないため、銀行振込及び現金持参による納付となります。

【補足事項】

- ・金額の内訳、引き落とし金額、振替口座等ご不明点がありましたら、下記問い合わせ先へ連絡してください。
- ・納付いただいた学納金の返還が必要となった場合、直接的な要因が本校を含む国立高等専門学校機構にある場合（引落額の誤り等）を除き、返還に係る振込手数料は原則ご負担いただきますので、ご了承ください。

【問い合わせ先】

〒683-8502 米子市彦名町4448

米子工業高等専門学校 総務課 財務係

電話：0859-24-5012